

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会基金管理検討委員会要綱

1 設置

預金保険法（昭和46年法律第34号）等の一部が改正され、平成14年4月からペイオフが解禁されることから、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会地域福祉活動基金、運用基金および特定物品購入基金の管理について具体的に検討するため、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会基金管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は基金の管理、運用に関する事項について検討し、その結果を会長に報告する。

3 組織

- (1) 委員会は、委員長および委員5人をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にあるものをこれにあてる。

委員長 会計理事
委員 常務理事
理事 1人
評議員 1人
知識経験者
事務局長

- (2) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長および委員の任期

委員長および委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 会議

- (1) 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。
(2) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
(3) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。（ただし、再任を妨げない。）

6 庶務

委員会の庶務は事務局で処理する。

7 実施期日

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。